

県北広域振興局長告示第18号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和6年10月25日

県北広域振興局長 佐々木 哲

1(1) 名称 洋野町山谷特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡洋野町地内の県道八戸大野線と県道明戸種市線との交点を起点とし、起点から県道八戸大野線を西に進み町道川津内線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道関口ナメラ線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み県道明戸種市線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進みさらに東に進み県道明戸種市線との交点に至り、同点から同県道を南に進み県道明戸種市線から町道宿戸明戸線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を東に進み町道宿戸明戸線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み県道明戸種市線との交点に至り、同点から同県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 軽米町軽米特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡軽米町地内の国道395号と広域農道軽米九戸との交点を起点とし、起点から国道395号を南東に進み町道岩崎外川目線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに北西に進み国道340号との交点に至り、同点から同国道を東に進み国道395号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み町道向川原軽米バイパス線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み広域農道軽米九戸との交点に至り、同点から同広域農道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 九戸村屋形場特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡九戸村地内の村道袖川山根線と村道川向西山線との交点を起点とし、起点から村道袖川山根線を南に進み村道荒谷遠志内線との交点に至り、同点から同村道を西に進み九戸郡九戸村と二戸郡一戸町との境界に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を西に進み九戸郡九戸村と二戸郡一戸町との境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み村道川向西山線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を東に進み村道川向西山線との交点に至り、同点から同村道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 九戸村山根特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 九戸郡九戸村地内の国道340号と村道鹿島小沢線との交点を起点とし、起点から国道340号を南東に進みさらに南西に進み村道袖川山根線との交点に至り、同点から同村道を北西に進みさらに北東に進み村道荒谷遠志内線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道小沢遠志内線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道鹿島崖渡線との交点に至り、同点から同村道を東に進み村道鹿島小沢線との交点に至り、同点から同村道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器